

法令遵守立入検査結果について  
(安全保障貿易関係)  
【令和元年度】

令和 2 年 1 0 月  
経済産業省 貿易経済協力局  
安全保障貿易検査官室

# 法令遵守立入検査について

- 包括輸出許可に際し、輸出管理内部規程(CP)の整備とその確実な実施が要件化されたこと(2005年6月～)に伴い、輸出者における適切な輸出管理の実行を確保するため、外為法第68条の規定に基づき「**法令遵守立入検査**」を実施。
- 法令遵守立入検査は、違反の有無にかかわらず包括許可保有者などに対し、年100～120社程度を目途に実施。
- 検査の現場においては、「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」の項目に従って、内部規程の整備状況及び実際の取り組み状況を適宜現認、聴取。
- 立入検査の結果は、①指摘なし、②対応依頼、③重大な指摘、のいずれかで輸出者に通知。その他、口頭によるアドバイスあり。
  - ※②又は③の行政指導を受けた輸出者が所要の措置を講じない場合、その後の「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」が不受理となる可能性がある。

(注)その他、外為法第68条の規定に基づく立入検査として、包括許可保有者以外の輸出者等に対する立入検査も実施することがある。

# ①立入検査結果別集計

- 令和元年度の法令遵守立入検査実施社数は、110社(うち、CP企業93社)。別途、事後審査に係る立入検査は7社(うち、CP企業なし)。輸出管理体制の不備や社内監査等に係る重大指摘が目立つ結果(15件)となった。

指摘項目	指摘区分	指摘件数	計	
該非判定	重大指摘	3件	32件	
	対応依頼	15件		
	(アドバイス)	(14件)		
取引審査	重大指摘	7件	115件	
	対応依頼	60件		
	(アドバイス)	(48件)		
出荷管理	重大指摘	2件	28件	
	対応依頼	16件		
	(アドバイス)	(10件)		
その他			156件	
	輸出管理体制、監査、教育、	重大指摘		15件
	資料管理、子会社指導等	対応依頼		56件
		(アドバイス)		(85件)
			(331件)	
	計	重大指摘:27件、対応依頼:147件、(アドバイス:157件)		

(参考)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
CP届出企業数	1,451	1,443	1,440	1,426	1,430	1,414
立入検査の件数	113	120	96	111	107	117

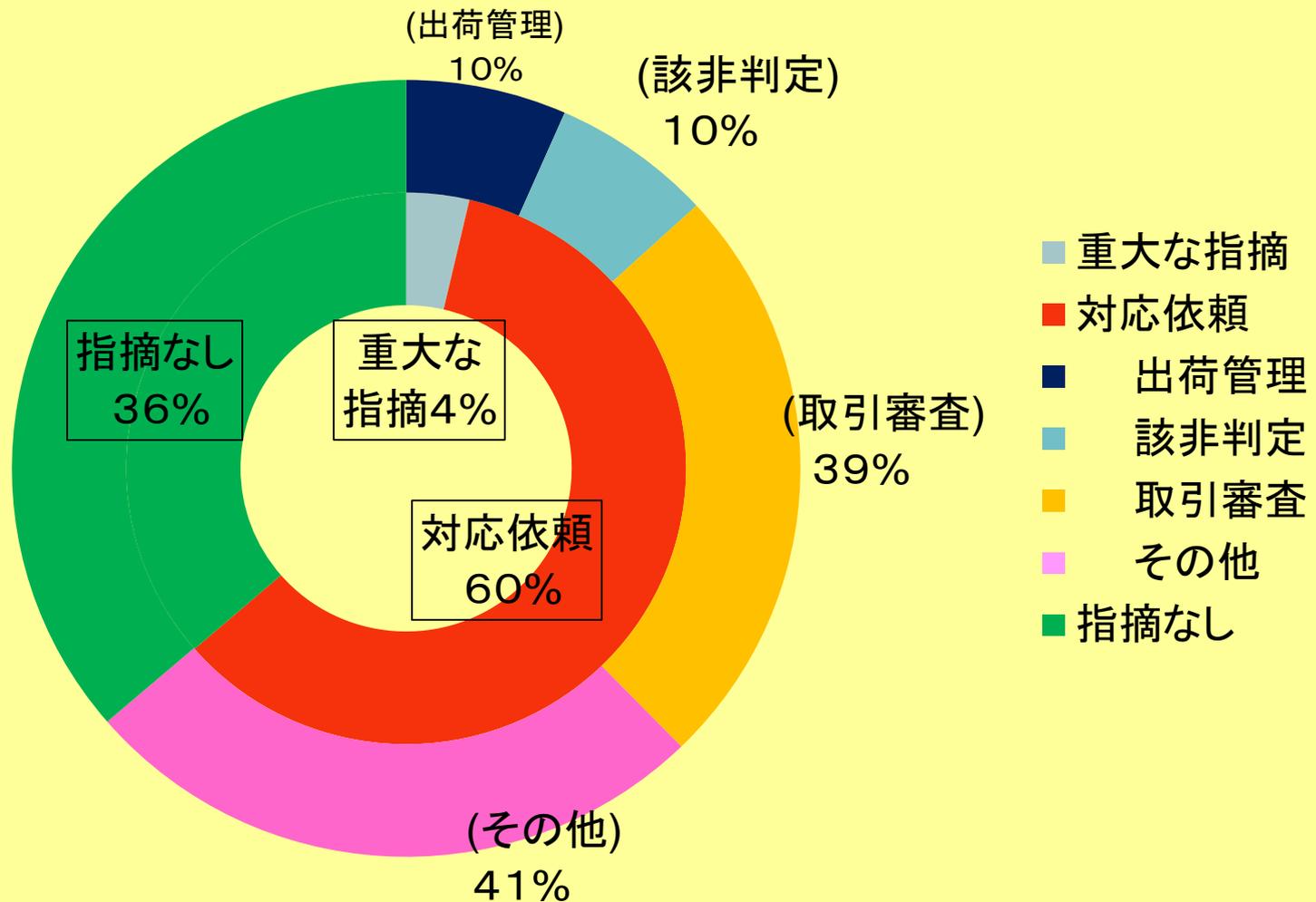
## ②立入検査結果別集計（うち中小企業）

- 令和元年度の法令遵守立入検査実施のうち中小企業社数は、35社（うち、CP企業22社）、全社数の32%。重大指摘に該当する社はなし。

指摘項目	指摘区分	指摘件数	計	
該非判定	重大指摘	0件	11件	
	対応依頼	7件		
	(アドバイス)	(4件)		
取引審査	重大指摘	0件	38件	
	対応依頼	24件		
	(アドバイス)	(14件)		
輸出管理体制	重大指摘	0件	11件	
	対応依頼	6件		
	(アドバイス)	5件)		
その他			47件	
	出荷管理、監査、教育	重大指摘		0件
	資料管理、子会社指導等	対応依頼		9件
		(アドバイス)	(38件)	
			(107件)	
	計	重大指摘:0件、対応依頼:46件、 (アドバイス:61件)		

### ③立入検査結果別比率

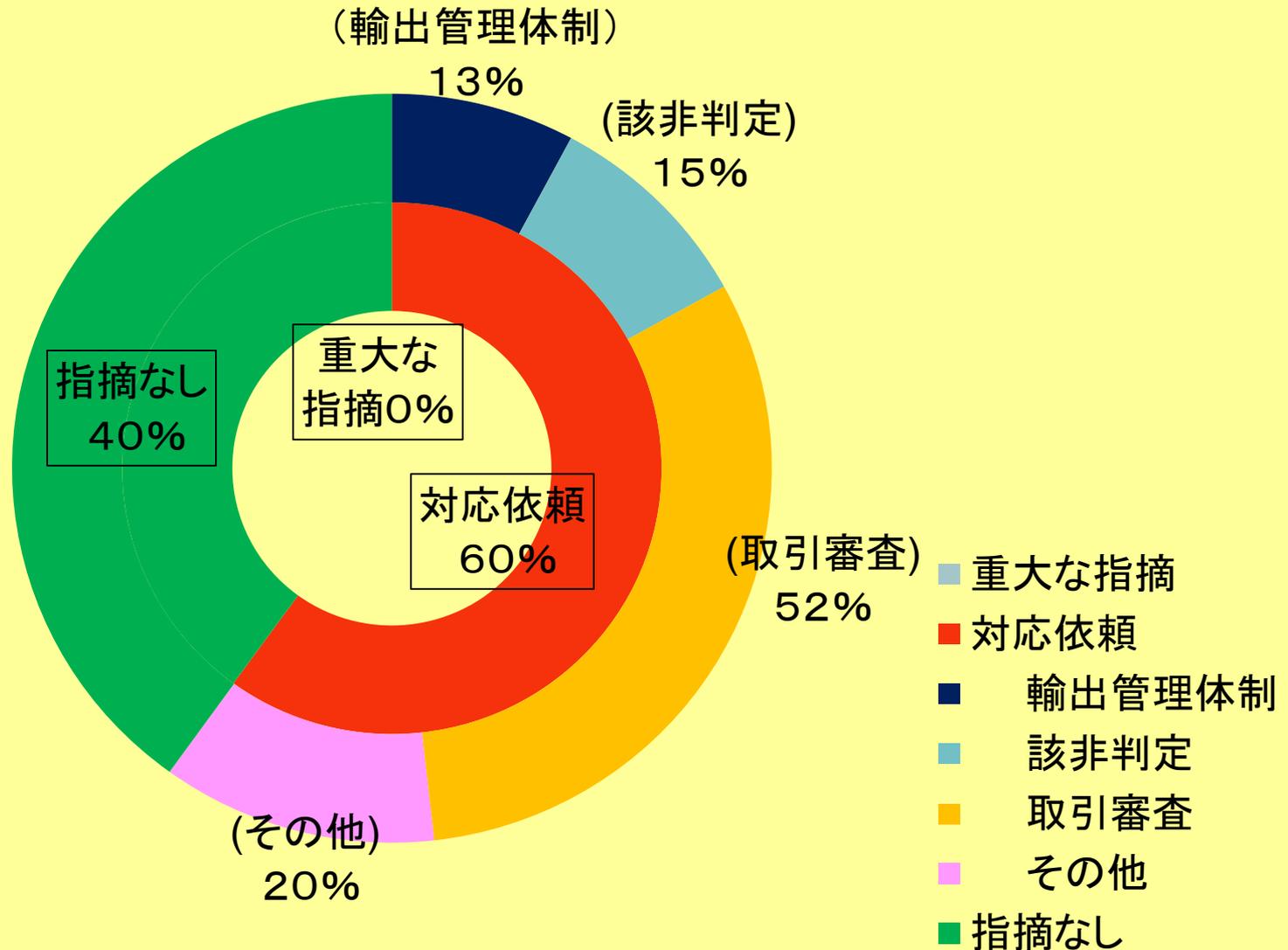
- 中小企業に比べて、重大な指摘を受けた企業の多さが目立つ。



【企業単位】

## ④立入検査結果別比率（うち中小企業）

- 対応依頼のうち、取引審査に係る指摘を受けた企業が半数強を占めた。重大な指摘を受けた企業はゼロ。



## ⑤立入検査結果（主な指摘例①）

事例	指摘事項
<b>【取引審査関連】</b>	
★継続取引に係る取引審査を省略しているが、ルール化されていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続案件の取引審査を簡略化する場合は、同一貨物・技術、同一顧客、同一用途に限定し、その適用期間は一定の期間とするとともに、それぞれ変更が生じた場合は見直し、その旨輸出管理規程に規定すること。</li> </ul>
★グループ内取引について、取引審査が行われておらず、キャッチオール規制貨物等の海外子会社向けの輸出等においても、最終需要者及び最終用途の取引審査が行われていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引審査は、その取引相手先がグループ内外を問わず行うとともに、海外子会社向けのキャッチオール規制貨物等においても、用途・需要者の確認を行うこと。</li> </ul>
★「軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関」の確認がCP等に規定されていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧客審査における「軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関」の確認を安全保障輸出管理規則又は下部規程で定めること。</li> </ul>
<b>【該非判定関連】</b>	
★該非判定が最新の項目別対比表で行われていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>該非判定は、最新の外為法に基づき判定しその証跡を残すこと。また、法令改正時には判定内容を確認すること。</li> </ul>
★今年1月のリスト改正の折、輸出管理部門から周知された改正情報を事業部がよくチェックせず、該非一覧表見直しの決定が7月になり、結果的に半年以上該非判定間違いの状態が継続した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスト改正は、規制緩和の改正もあれば、規制強化の改正もありうることから、最新の改正情報に接した場合は、直ちに該非判定一覧表の内容をチェックし、速やかに該非の変更を行うこと。</li> </ul>
★該当品は該非判定書を起票しているが、非該当品については起票しておらず、輸出管理統括責任者が最終判断をしている状況になっていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>該非判定について、非該当貨物であっても規程どおり、判定内容を輸出管理統括責任者に提出し、輸出管理統括責任者は、判定内容について審査し最終決定を行うこと。</li> </ul>

## ⑤立入検査結果（主な指摘例②）

事例	指摘事項
【出荷管理】	
<p>★一部のリスト規制対象貨物の通関に際し、貨物が少額特例適用貨物である旨、通関業者に対し連絡を行っていなかったため、通関業者は少額特例を適用することなく、税関に対し申告し、許可を得ていた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通関業者に対し、リスト規制対象貨物の通関依頼を行う際は、適切に指示（少額特例適用の有無など）をすること。また、税関の輸出許可後においても、通関業者から即時に輸出許可書入手し、輸出申告内容の事後確認を厳重に行うこと。</li> </ul>
【その他】	
<p>★規程で、「輸出管理統括責任者は、業務を代行する者を任命することができる。」とし、管理部門の部長(物流部 部長)に全業務を委任していた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出管理に係る輸出管理統括責任者、輸出管理責任者、輸出管理者の役割を再認識の上、規程に則した管理を徹底し、規程に定めた取引の最終判断権者から他の者へ委任する場合には、権限の一部を委任することとしその範囲を明確にするなど、規程の見直しを行うこと。</li> </ul>
<p>★輸出関連法規等の最新情報を輸出等の業務に従事する者（役員）へ周知していない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出管理部門は、外為法等の改正動向を把握し、社内における輸出関連部門に対し、速やかに情報を共有すること。</li> </ul>
<p>★輸出管理に関連する部署への教育が定期的に行われておらず、役員に対する教育が行われていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育は、輸出管理の重要性の理解及び確実な実施のため、役員・従業員に対し計画的に実施すること。</li> </ul>
<p>★監査において十分な書類確認が行われておらず、規制技術の提供を行う部門が監査対象となっていない。また、監査結果が最高責任者に報告されていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査実施について、安全保障貿易管理に係る全ての部門を対象にするとともに、書類確認を十分に行うなど実効性のある監査をするとともに、監査結果は最高責任者へ報告すること。</li> </ul>

## (参考) 法令遵守に関する優れた取組事例

### (注意事項)

1. 9～11頁の資料の著作権は日本電気株式会社に、12～14頁の資料の著作権については株式会社ミットヨに、それぞれ帰属します。各資料の内容、テキスト、画像等の無断転載・無断使用を固く禁じます。
2. 掲載内容について、両社に直接お問い合わせいただくことは誠に御遠慮ください。

# (参考) 法令遵守に関する優れた取組事例①

## 日本電気株式会社 (NEC)

- ・代表者： 新野 隆 代表取締役 執行役員社長
- ・本社所在地： 東京都港区芝5丁目7-1
- ・URL： <https://jpn.nec.com/>
- ・主要な輸出貨物： コンピュータ、通信関連装置やソフトウェアなど
- ・輸出管理の最高責任者： 新野 隆 代表取締役 執行役員社長
- ・輸出管理従事者数（うち専従者数）： 約600名（うち専従者：21名）



(2020年7月)

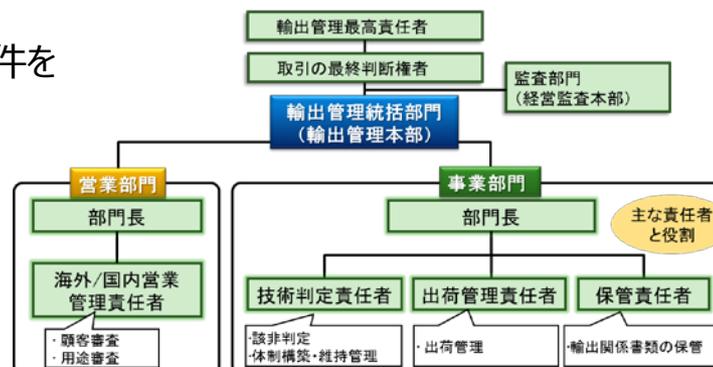
## NECの輸出管理概要・体制

NECでは、コンピュータ及び通信関連製品やソフトウェアを主に輸出しておりますが、他にも特定産業・官公庁向けITソリューション事業、生体認証などのセキュリティ事業、宇宙・防衛関連事業に係る輸出など、輸出品目は多岐に亘ります。

■ 輸出管理統括部門である輸出管理本部は、社内の輸出取引全件を審査し、一元的に輸出管理を行っています。

■ 社内の約100部門を、輸出管理の役割として、顧客・用途を確認する営業部門と、該非判定等をする事業部門に定義づけています。各々の部門に責任者を任命し、その責任者に対して必要な教育を提供し、監査を実施しています。

■ また、輸出管理本部から国内関係会社約30社、海外関係会社約50社に対する指導を行い、グローバルに輸出事故を未然に防ぐ体制を構築しています。



# 漏れがなく、効率的な輸出管理プロセスの実現

## ■ 通常の業務フローへの輸出管理の組み入れ

輸出管理の取引審査は、管理票という帳票を用いていますが、輸出管理本部による管理票の承認番号を入力しないと、受注伝票が発行できないというシステム上の歯止めを掛け、業務フローの中に輸出管理を組み入れています。

## ■ 懸念度の高い案件の早期検討（事前相談制度）

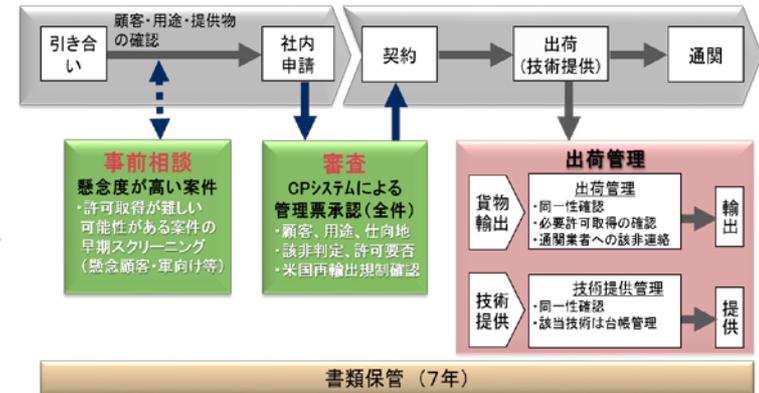
事前相談の制度を設けており、軍関係の顧客や懸念顧客との取引など、懸念度が高い案件が発生した場合は、引き合いがあり次第、担当する部門は輸出管理本部に相談し、関係法令に照らし合わせて、事実関係や論点の整理を行った上で、取引の初期段階で許可要否や取引の実行可否を見極めます。一方で、取引実行可となった場合に、顧客に対して許可取得等の手続きのリードタイムや条件を早い段階で知らしめることにより、失注リスクを軽減し、後戻り工数を削減できる効果も期待できます。

## ■ 輸出管理システム（CPシステム）での効率的な運用

輸出管理本部で独自に開発した社内システム（CPシステム）で審査、顧客審査、該非判定データベース登録、責任者の登録等を行います。CPシステムにはグループA国向け16項品目の取引におけるキャッチオール用途・需要者確認省略、管理票・顧客登録期限アラーム、貨物輸出時のフォワーダーへの該非連絡帳票作成などの機能を付加し、漏れがなく効率的な輸出管理ができるような工夫をしています。また、他の人事システムや顧客データベースシステムとも連携し、全社的な業務効率を高め、セキュアな運用を実現しています。

## ■ 部門の取り扱い品目の機微度に応じたメリハリのある監査

前年度に輸出許可の必要な取引があった部門や監査で指摘事項があった部門に対しては、監査人による実地監査を行い、それらの部門以外には、書面による調査を実施し、実態を確認しています。また、輸出がない部門であっても3年毎に書面調査を実施し、輸出取引の有無を確認しています。



# 事故防止に向けた意識の向上と運用

## ■ 経営トップへの定期報告

輸出管理本部から毎月初めに、会長、社長（最高責任者）を含む全役員に月報を送付し、輸出管理本部の活動、法令改正などの情報を周知しています。また、輸出管理担当の執行役員（取引の最終判断権者）とは毎月初めに面談をして、輸出管理本部の活動や輸出管理を取り巻く動向などを詳しく報告しています。

## ■ 従業員向け階層別、レベル別、役割別、習熟度別の教育提供

階層別、レベル別、役割別、習熟度別に教育を年間1サイクルで提供しています。さらに、全社員向けの教育や新入社員教育も定期的を実施することにより、輸出管理は事業継続における重要なリスクマネジメントの一つであるとの意識付けをしています。加えて、教育資料や教育動画を輸出管理本部のホームページに掲載して、研修当日に参加できなかった者や、研修を復習したい者に、いつでも研修を受講できる機会を提供しています。



## ■ 子会社・関係会社に対する指導・ガバナンス

子会社・関係会社にも教育を提供し、加えて輸出管理連絡会議や勉強会を実施して、情報交換やスキルの維持・向上を図っています。さらに、個別訪問を実施したり、定期的にセルフアセスメント（自己点検）を実施したりして、輸出管理の運用状況（管理票の審査件数、経済産業省への相談件数、少額特例の利用等の確認など）を把握するようにしています。また、輸出許可を要する取引のある数社を抽出し、監査を行っています。

## ■ 継続的な輸出事故ゼロに向けた業務サイクル

輸出管理事故を防止し続けるためには、教育、審査、監査の業務サイクルを適切に効率よく回し続ける必要があります。また、その業務サイクルをうまく回すには、専門性を発揮しつつ、輸出管理をとりまく環境変化に臨機応変に対応する必要があります。これは困難性を伴うものですが、企業の事業を継続するためには極めて重要な役割となります。



# (参考) 法令遵守に関する優れた取組事例②

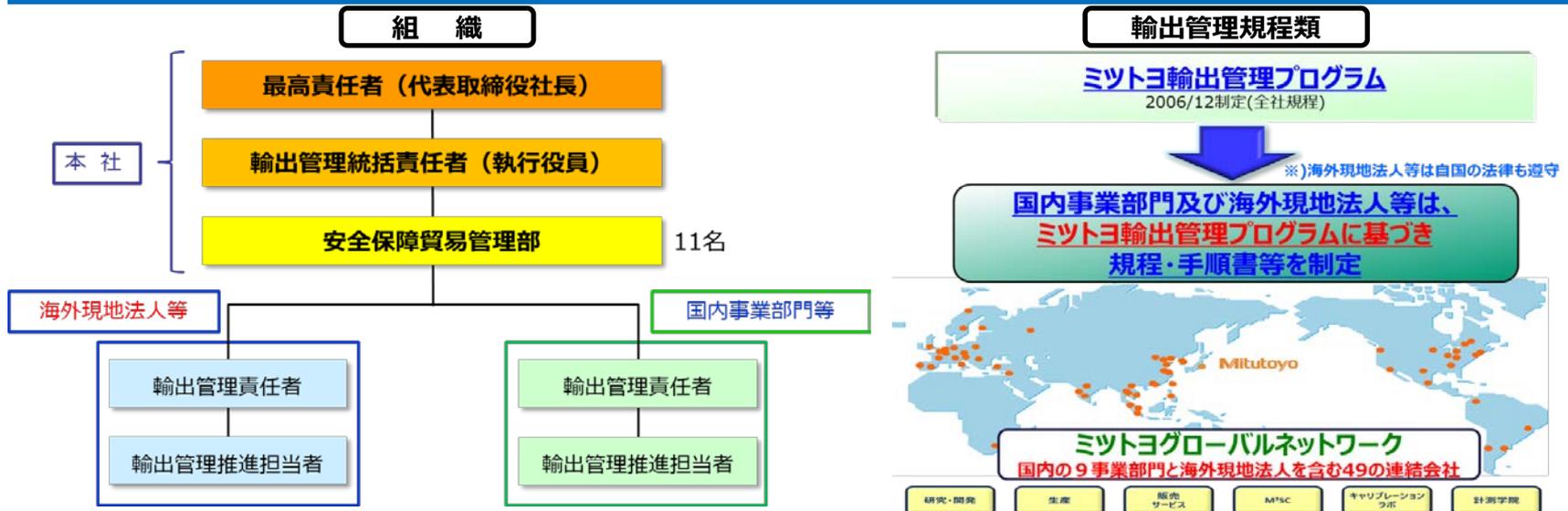
## 株式会社 ミットヨ (Mitutoyo Corporation)

代表者 : 沼田 恵明  
 本社所在地 : 〒213-8533 神奈川県川崎市高津区坂戸1-20-1  
 URL : <https://www.mitutoyo.co.jp>  
 貨物の輸出額(2019年度) : 43768 百万円  
 主要な輸出貨物(同上) : CNC三次元測定機/デジマチックキャリパ/粗さ測定機  
 輸出管理の最高責任者 : 沼田 恵明  
 従業員数(連結) : 5371名  
 輸出管理従事者数(うち専従者数) : 391名 (39名)(2020年5月)



本社(川崎)

### 本社一元管理による輸出管理体制を構築



全ミットヨグループは、**ミットヨ輸出管理プログラムに準拠し運用**を行っています。

## 厳格な取引審査の実施 ⇒ 海外での販売において取引審査を実施(国内の輸出と同一運用)

### 基本方針)

**海外現地法人等へ出荷後、販売先からの引き合い時に、需要者や用途を確認する必要があると判断し、国内からの輸出時と同様に取引審査を実施しています。**

### 取引審査の流れと出荷管理)



注)弊社独自の懸念顧客リストに掲載されている需要者及び懸念仕向国リストに掲載されている地域を仕向地とする取引は行いません。(全ミットヨグループ共通)



参考：安全保障貿易管理システム概略図

## 国内事業部門及び海外現地法人へ監査を実施

### 監査方針)

**輸出管理の監査機能強化が必要**と判断し以下の運用を実施しています。

- ① 国内事業部門及び海外現地法人は、自身を監査する**自己監査を実施**
  - ② 本社は、国内事業部門及び海外現地法人へ**実地及び書面監査を実施**
- 監査後の対応)

- ① 監査結果報告書の作成及び是正対策依頼とそのフォローアップ
- ② 監査結果の情報共有
  - 経営層 ⇒ **経営会議において結果報告と改善事項を共有**
  - 国内事業部門 ⇒ **担当者会議で改善事項の共有と再発防止の徹底**
  - 海外現地法人 ⇒ **教育実施時に改善事項の共有と再発防止の徹底**



安全保障貿易管理部メンバー

# 教育対応

## 教育方針)

経営者や管理監督者はもとより、全ての従業員が**安全保障に関し正しい知識を習得し、外為法を遵守するよう徹底を図り、再発防止に取り組んでいます。**

## 教育実績)

- ①国内事業部門及び海外現地法人は、**教育計画を立案し教育を実施**  
⇒ **計480回(2019年)の教育実績**
- ②**業務内容に合わせた教育資料を作成し教育を実施**  
例) **ろ地域赴任営業、サービス担当者向け教育資料**
- ③**安全保障貿易管理部により、海外出向者への出向前研修や新入社員研修等を実施**
- ④**海外輸出管理担当者会議開催時及び実地監査時に実施(経営者、管理監督者含む)**

CISTEC 認定試験合格者 (累計)

類系合格者数(2020年2月末):

- ・ STC Expert 3名
- ・ STC Legal Expert 2名
- ・ STC Advanced 10名
- ・ STC Associate 1,449名

STC Associate 合格者数推移



## 所在管理の徹底

- ①移設検知装置の搭載 ⇒ **リスト規制該当貨物と弊社が指定する非該当の測定機に搭載しています。**
- ②データベースの活用 ⇒ **本社が、所在管理対象貨物を一括管理し、年一回所在確認を実施しています。**

外為法違反風化防止への取り組み ⇒ **コンプライアンス月間を実施**

## 目的)

過去の法令違反での反省と教訓を**風化させない。また、コンプライアンス経営に取り組む**という強い意思を**全役員・従業員で共有**を図っています。

➤ **「誓いの言葉(同じ過ちを二度と起こさない)」を再認識**しています。



誓いの言葉が刻まれた碑